

埼玉県政務活動費の交付等に関する規程第8条第1項及び第5項の規定に基づく  
収支報告書等の閲覧に関する要綱

(閲覧場所)

第1条 埼玉県政務活動費の交付等に関する規程（平成13年埼玉県議会告示第3号）第8条第1項の議長が指定する場所（第8条第1項第1号において「閲覧コーナー」という。）は、埼玉県議会議事堂1階の議会事務局総務課とする。

(閲覧時間)

第2条 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第3条 閲覧業務を行わない日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）とする。

2 前項に定める日のほか、議会事務局長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧手続)

第4条 閲覧者は、閲覧受付において、氏名、住所等を別記様式による政務活動費収支報告書等閲覧請求書に記入の上、議長へ提出するものとする。

(閲覧方法)

第5条 閲覧者は、係員から受け取った収支報告書等を、係員の指示に従い閲覧しなければならない。

2 閲覧者は、閲覧が終了したときは、速やかに前項の収支報告書等を係員に返却しなければならない。

(カメラ等による撮影等)

第6条 閲覧者は、カメラ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話、ビデオカメラ、携帯複写機、スキャナその他これらに類する機器を持参し、収支報告書等の全部又は一部の撮影等を行うことができる。ただし、当該撮影等が他の閲覧者の迷惑となるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議会事務局長は、汚損、破壊又は内容の損傷のおそれがあると認めるときは、撮影等を認めず、又は中止させることができる。

(複写)

第7条 閲覧に供した収支報告書等について、複写を希望する閲覧者は、埼玉県議会情報公開条例（平成11年埼玉県条例第2号）第12条の規定の例により、費用を負担しな

なければならない。

(閲覧者の遵守事項)

第8条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 閲覧コーナーでは、音読、談話、飲食、喫煙など他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- 二 その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第9条 議会事務局長は、閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。